インターネット出願用端末機器の利用について

中小・ベンチャー企業などの方々でも自ら電子出願ができるようにインターネット出願用端末機器 を設置しています。操作方法指導、出願手続き等を支援します。

ご利用頂くためには

1. 事前の手続き 電子証明書を取得していただきます。

個人の場合:地方公共団体情報システム機構が発行する「個人番号カー

ド(マイナンバーカード)の電子証明書」

法人の場合:法務省電子認証登記所が発行する「商業登記に基づく電

子証明書」

2. 端末使用の予約 事前に予約をお願いします。(TEL 054-251-6000)

3. 当日の持ち物 WORD等で作成した申請書類を保存した記録媒体(USBメモリー・CD

等)、電子証明書、図面をご持参下さい。

インターネット出願用端末機器をご利用される方へ

- 1. インターネット出願用端末機器のご利用に当たっては、お客様自身の操作責任において 行っていただくことを予めご諒承ください。
- 2. インターネット出願用端末機器を利用してオンライン提出を行うにあたり、同席する担当者 の補助及び指導のもと、オンライン提出、電子証明書データの削除までの操作を行ってください。
- 3. インターネット出願用端末機器利用での一連の操作において、静岡県発明協会、及び担当者は法的責任を負えません。
- 4. 簡易な訂正などを除いてインターネット出願用端末機器を利用して提出書類を作成することはできません。
- 5. インターネット出願用端末機器の利用時間は、午前9時~12時、午後1時~5時です。

インターネット出願に関する詳細については<u>独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ</u>をご参照ください。